

国立大学法人大分大学なかよし保育園利用細則

平成19年6月29日制定
平成19年細則第19号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学なかよし保育園規程（平成19年規程第68号）第7条の規定により、大分大学なかよし保育園（以下「保育園」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 保育園の定員は、45名とする。

(休園日)

第3条 保育園の休園日は、日曜日とする。ただし、あらかじめ登園児がいないことが明らかな場合は、保育園長の承認を得て、随時休園することができるものとする。

(保育の形態及び保育時間)

第4条 保育の形態及び保育時間は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 基本保育とは、長期の利用期間（原則として3か月以上）において、継続的に実施する保育とし、保育時間は7時00分から19時00分までとする。
- (2) 延長保育とは、基本保育の時間を延長して実施する保育とし、保育時間は19時00分から20時00分までとする。
- (3) 終夜保育とは、基本保育利用者について、勤務の都合等に応じ、毎週水曜日の20時00分から翌日7時00分まで実施する保育とする。
- (4) 一時預かり保育とは、基本保育利用者以外について、勤務の都合等に応じ、毎週水曜日の15時00分から翌日10時00分まで実施する保育とする。

(利用資格)

第5条 保育園を利用できる者（以下「利用資格者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を養育する国立大学法人大分大学の職員
- (2) その他保育園長が適当と認める者

(入園資格)

第6条 保育園に入園する資格を有する者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 利用資格者の労働又は疾病等の事情により、保育が必要である乳幼児
- (2) その他保育園長が特に保育が必要であると認める乳幼児

(保育の入園申込み)

第7条 基本保育の利用を希望する者は、所定の入園申込依頼書を入園希望日の1か月前までに保育園長に提出しなければならない。

2 終夜保育及び一時預かり保育の利用を希望する者は、所定の終夜保育依頼書又は一時預かり保育依頼書を、原則として利用希望日の属する月の前月の20日までに保育園長に提出しなければならない。

(入園の決定)

第8条 保育園長は、前条に係る入園申込みがあったときは、利用の可否を決定し、申請者にその旨を通知する。

2 前項の規定により入園を決定した乳幼児を保育園の園児（以下「園児」という。）とする。

(保育料)

第9条 保育料は、別表のとおりとする。

- 2 基本保育料の算定は、入園又は退園した日の属する月を含むものとし、月の中途の場合は利用期間が半月以内であるときの保育料は別表に掲げる金額の半額とし、半月を超える場合は1か月分とする。
- 3 基本保育の利用者が複数の園児について同時に利用する場合は、最も年齢の低い園児以外の園児の基本保育料を半額とする。
- 4 基本保育料は、前納とし、利用者は、毎月所定の期日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると保育園長が認めた場合は、この限りでない。
- 5 休園による未利用月の基本保育料は、徴収しない。ただし、基本保育料を既納の場合は、これを無利息にて返納する。
- 6 延長保育料及び終夜保育料は、後納とし、利用した月ごとに納入しなければならない。
- 7 一時預かり保育料は、利用の都度納入しなければならない。

(休園)

第10条 園児の休園を1か月以上希望する利用者は、休園を希望する月の前月の25日までに所定の休園申出書を保育園長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育園長は、利用者又は園児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該園児を休園させることができる。
 - (1) 園児が感染症に罹患している疑いがあるため、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、休園させることが適当と認められるとき。
 - (2) 利用者又は園児がこの細則又は別に定める遵守事項に違反し、保育園長が休園させることが適当と認めるとき。
 - (3) 自然災害等により、園児の通園が適当でないとき。
- 3 利用者は、休園期間経過後に再度通園を希望する場合は、所定の期日までに所定の復園申請書を保育園長に提出し、承認を得た上で、保育料を納入しなければならない。ただし、休園期間が1か月以内の場合はこの限りでない。

(退園)

第11条 保育園長は、利用者又は園児が次の各号のいずれかに該当する場合は、国立大学法人大分大学なかよし保育園運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、園児を退園させることができる。

- (1) 園児が第6条に規定する入園資格を失ったとき。
 - (2) 園児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあるため、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、退園させることが適当と認められるとき。
 - (3) 利用者又は園児がこの細則又は別に定める遵守事項に違反し、保育園長が退園させることが適当と認めるとき。
 - (4) 園児に12か月以上の休園期間が見込まれるとき。
 - (5) 第9条に定める保育料が所定の期日までに納入されないとき。
 - (6) その他園児の通園が適当でないとき。
- 2 利用者は、園児の退園を希望する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、退園しようとする日の2か月前までに所定の退園申出書を保育園長に提出しなければならない。

(損害の賠償等)

第12条 利用者又は園児が、その故意又は重大な過失により保育園の施設等を毀損等した場合は、当該損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、保育園の利用に関し必要な事項は、保育園長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行し、開園後最初に入園する者から適用する。

附 則（平成21年細則第24号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第11号）

この細則は、平成25年5月29日から施行する。

附 則（平成26年細則第4号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第20号）

この細則は、令和2年4月21日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学なかよし保育園利用細則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表（第9条関係）

保育料

保育区分	年児別	保育料月額(1人につき)
基本保育	0歳児～1歳児	41,905円
	2歳児～3歳児	31,429円
	4歳児以上	29,333円
延長保育	園児1人当たり，30分につき210円	
終夜保育	園児1人当たり，1回につき2,095円 (ただし，同一世帯から同時に2人以上利用する場合は，2人目以降を1回につき1,048円とする。)	
一時預かり保育	園児1人当たり，1回につき3,143円 (ただし，同一世帯から同時に2人以上利用する場合は，2人目以降を1回につき1,048円とする。)	

備考

- 1 表中の年齢は，利用する年度の4月1日における満年齢とする。
- 2 上記の保育料には，給食費，おやつ費を含まない。